

2013年1月25日 全30頁

バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結） ＜訂正版＞

2013年3月期に8%の水準が求められる

金融調査部 研究員 鈴木利光
経営企画部 金本悠希

〔要約〕

- 2012年3月30日、金融庁はバーゼルⅢを踏まえた自己資本比率に関する告示の改正を公表した。2013年3月31日から適用される。本稿では、改正告示のうち、国際統一基準の連結自己資本比率の、総自己資本比率について説明する。
- 総自己資本比率は8%以上であることが求められる。総自己資本比率の分子である総自己資本は、Tier1資本とTier2資本の合計額であり、Tier2資本は、Tier2資本に係る基礎項目（プラス項目）からTier2資本に係る調整項目（マイナス項目）を控除した額である。
- 基礎項目には、「Tier2資本調達手段」に係る株主資本、新株予約権、負債や、一定の少数株主持分、一般貸倒引当金などが含まれる。「Tier2資本調達手段」は、劣後債務以外の負債に劣後し、償還期限が定められている場合は償還期限が5年以上であり（償還の際には金融庁の確認が必要）、剰余金の配当額・利息の支払額が発行者の信用状態を基礎として算定されるものでない資本調達手段である。さらに、銀行が実質的な破綻状態に至った場合には元本の削減又は普通株式への転換がなされるという特約が付されていることが必要である。ただし、これらの条件を満たさない場合でも、現行告示で「補完的項目」に該当するものの一部は、2022年3月30日まで経過措置が設けられ、一定の条件を満たせばTier2資本に係る基礎項目に算入できる（算入額は段階的に減少）。
- 調整項目には、自己保有Tier2資本調達手段、意図的に（相互に）保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段や、少数出資金融機関等（銀行の議決権が10%以下）のTier2資本調達手段、その他金融機関等（銀行の議決権が10%超）のTier2資本調達手段（いわゆるダブルギアリング）が含まれる。これらは相手方の金融機関が銀行以外（保険会社等）や外国の者である場合を含み、資本調達手段の保有の形態は直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有の場合も含む。調整項目についても経過措置が設けられ、段階的に算入することができる（2018年3月期に全額算入）。

<目次>

1. はじめに	2
2. 自己資本の質・水準の向上	3
3. 総自己資本	5
4. Tier2 資本に係る基礎項目（プラス項目）	7
5. Tier2 資本に係る調整項目（マイナス項目）	16
6. 総自己資本比率の分母	24
7. 施行時期	26
8. 経過措置	27

1. はじめに

- 2012年3月30日、金融庁は、自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の改正を公表した¹。これは、2010年12月にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制の枠組み）規則文書を踏まえて、それを国内法化すべく、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、単に告示という）等²の改正を公表するものである。
- 改正告示は国際統一基準を対象としており、国内基準が適用される国内基準行については、「当分の間、新銀行告示の規定にかかわらず、旧銀行告示の規定を適用する」³とされている（改正告示附則9条）。
- 改正告示は、バーゼルⅢ規則文書のうち、2013年から段階的に導入される規制を対象としており、その主な内容は以下の通りである。

- | |
|-------------------|
| ①. 自己資本の質の向上 |
| ②. 自己資本比率の水準の引き上げ |

¹ 金融庁ウェブサイト (<http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120330-1.html>) 参照。

² 他に、「銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の改正、「農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の改正、「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の改正、「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の改正も公表されている。

³ 新銀行告示とは、改正後の告示（2013年3月31日から適用）を指し、旧銀行告示とは現行告示を指す。

③. リスク捕捉の強化

- 本稿では、上記①及び②のうち、連結自己資本比率（国際統一基準）の「総自己資本比率」に関する質の向上・水準の引き上げについて説明する。

2. 自己資本の質・水準の向上

- バーゼルⅢ規則文書は、銀行の自己資本の損失吸収力を高めるため、「Tier1 資本」をゴーイング・コンサーン・ベース（事業継続ベース）の自己資本、「Tier2 資本」をゴー・コンサーン・ベース（破綻時を想定したベース）の自己資本と位置づけた上で、損失吸収力が高い「普通株式等 Tier1 資本」が「Tier1 資本」の主要な部分を構成しなければならないとしている。
- 国際統一基準の連結自己資本比率に関して、バーゼルⅡ下における現行告示では、自己資本に含まれる項目として、「基本的項目」・「補完的項目」・「準補完的項目」がある。これに対して改正告示では、バーゼルⅢ規則文書を受けて、「準補完的項目」が廃止され、「補完的項目」が「Tier2 資本」に、「基本的項目」が「Tier1 資本」に再構成された上で、「Tier1 資本」の一部として、普通株式・内部留保等で構成される「普通株式等 Tier1 資本」が設けられている。さらに、これらの項目について、概ね以下のように質の向上が図られている⁴。

⁴ 図表 1 の内容は、改正告示ではなくバーゼルⅢ規則文書の解説だが、本改正告示でもこれに沿った改正がなされている。

図表1 パーゼルⅢにおける資本の質の見直し（算入要件）

普通株等Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株及びその新株予約権 ・内部留保 ・普通株転換権付優先株 ⇒ <u>その他Tier1資本への算入</u> ※ 公的資金に該当するものは、経過措置により2018年3月31日まで算入可 ・その他の包括利益累計額及びその他公表準備金
その他Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の優先株 ・ステップ・アップ付の優先出資証券 ⇒ <u>算入不可</u> ・ステップ・アップなしの優先出資証券 ⇒ <u>条件次第で算入不可</u> ※ 会計上負債に分類されるものは、元本削減や普通株転換の仕組みが必要等等
Tier2	<ul style="list-style-type: none"> ・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年未満) ⇒ <u>算入不可</u> ・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年以上) 等

その他Tier1、Tier2資本に関しては、上記に加え、銀行の実質的な破綻状態において元本削減あるいは普通株式に転換されることを求める契約条項が発行条件に含められていることが2013年1月以降に追加的に算入要件となる(注)(バーゼル委2011年1月13日公表「バーゼル銀行監督委員会による規制資本の質を向上させるための改革の最終要素を公表」参照)

(注)ただし、各国法制上の破綻処理制度が契約によるアプローチと同等の元本削減等の結果を生じるならば、ピアレビュー・プロセス及びディスクロージャーを含む一定の条件の下、自己資本への算入が認められる。

(出所) 金融庁/日本銀行「バーゼル銀行監督委員会によるバーゼルⅢテキストの公表等について」(2011年1月)を基に、大和総研金融調査部制度調査課作成(普通株等Tier1の欄の1段目、4段目、5段目に一部加筆)。なお、図表中の取消し線の箇所は、バーゼルⅡにおいて算入が認められていたが、バーゼルⅢにおいて算入が認められなくなった項目。

○ また、自己資本比率(連結)について、以下の水準が求められる(改正告示2条各号)。

- ◇ 普通株式等Tier1比率 \geq 4.5%
- ◇ Tier1比率 \geq 6%
- ◇ 総自己資本比率 \geq 8%

○ 自己資本比率(連結)の水準を現行告示と比較すると以下のようになり、普通株式等Tier1比率、Tier1比率は最低所要水準が引き上げられている(総自己資本比率の水準は維持されている)。

図表 2 自己資本比率の（実質）最低所要水準の引き上げ

	普通株式等 Tier1比率	Tier1比率	総自己資本比率
現行告示（パーゼルⅡ）	実質2% ^(※1)	4% ^(※2)	8%
改正告示（パーゼルⅢ）	4.5%	6%	8%

(※1) 現行告示では普通株式等Tier1比率に相当する比率は規定されていないが、監督指針によってこれに相当する比率が2%以上であることが実質的に求められている⁵。

(※2) 現行告示6条1項で、「補完的項目 \leq 基本的項目 $-$ 準補完的項目」（「基本的項目 \geq 補完的項目 $+$ 準補完的項目」）とされており、かつ、総自己資本比率（基本的項目 $+$ 補完的項目 $+$ 準補完的項目） \geq 8%であるため、基本的項目の比率 \geq 4%となる。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

- ただし、普通株式等 Tier1 比率と Tier1 比率については、これらの水準が適用開始時期の2013年3月31日から求められるわけではなく、2015年3月30日まで以下のように経過措置が設けられており、段階的に引き上げられることとなる（2015年3月31日（2015年3月期）からは、上記の本則が適用される）（改正告示附則2条）。

図表 3 改正告示における最低所要水準（国際統一基準）の経過措置

	普通株式等Tier1比率	Tier1比率
2013年3月31日から2014年3月30日まで (2013年3月期を含む)	3.5%	4.5%
2014年3月31日から2015年3月30日まで (2014年3月期を含む)	4%	5.5%

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

3. 総自己資本

- 海外営業拠点⁶を有する銀行の自己資本比率基準（「国際統一基準」）に関して、「連結自己資本比率」のうち、連結総自己資本比率は、以下のように定められ、8%以上であることが求められる（改正告示2条3号）。

⁵ 銀行が、「基本的項目（Tier1）の中でも通常の株主資本が中心の資本構成となっているか。例えば、資本金、資本剰余金及び利益剰余金（資本金及び資本剰余金のうち普通株式（普通株式転換権付優先株式を含む。）以外の株式に相当する金額を除く。）が基本的項目（Tier1）の主要な部分を占めているか。」を含めて自己資本の質について分析を行っているかに着目して監督するとされており（「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ-2-1-1-2-2(2)）、実際上、Tier1（ \geq 4%）のうち「通常の株主資本が中心」（ \geq 2%）であることが求められる。

⁶ 外国に所在する支店又は銀行法16条の2第1項7号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権の50%超の議決権を保有しているものに限る）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つもの（改正告示2条）。

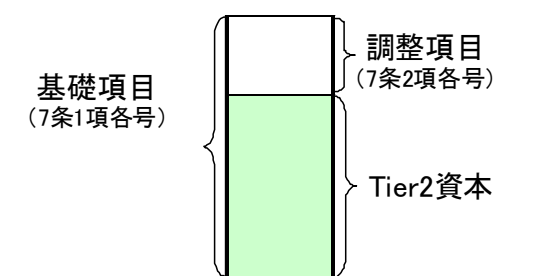
$$\frac{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}}{\frac{\text{「総自己資本の額」}}{\left(\begin{array}{l} \text{マーケット・リスク} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{オペレーショナル・リスク} \\ \text{相当額の合計額} \end{array} \right) \times 12.5}} \geq 8\%$$

- 上の式の分子の「総自己資本の額」は、「Tier1 資本の額」⁷と「Tier2 資本の額」の合計である。「Tier2 資本の額」は、以下の額である（改正告示 2 条 3 号）。ただし、0 を下回る場合は 0 とする（改正告示 7 条 5 項）。

$$\text{「Tier2 資本に係る基礎項目の額」} - \text{「Tier2 資本に係る調整項目の額」}$$

- 以下、「Tier2 資本に係る基礎項目の額」（改正告示 7 条 1 項各号に規定）及び「Tier2 資本に係る調整項目の額」（改正告示 7 条 2 項各号に規定）の具体的な内容について説明するが、「Tier2 資本の額」を図示すると以下ようになる。

図表 4 「Tier2 資本の額」



（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

⁷ 「Tier1 資本の額」については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示② Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日]参照。

4. Tier2 資本に係る基礎項目（プラス項目）

（1）Tier2 資本に係る基礎項目の種類

- Tier2 資本に係る基礎項目の額は、以下の額の合計額とされる（改正告示7条1項）（「Tier2 資本調達手段」の定義は（2）参照）。

- ①. 「Tier2 資本調達手段」に係る株主資本の額（社外流出予定額⁸を除く）
- ②. 「Tier2 資本調達手段」に係る負債の額
- ③. 「Tier2 資本調達手段」に係る新株予約権の額
- ④. 特別目的会社等の発行する「Tier2 資本調達手段」の額
- ⑤. Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額
- ⑥. 次に掲げる額の合計額
 - イ. 一般貸倒引当金⁹の額¹⁰
 - ロ. 「適格引当金の合計額」から「事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額」を控除した額¹¹〔内部格付手法採用行の場合〕

- ただし、「Tier2 資本調達手段」のうち、償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が5年以内になったものについては、以下の額とされる（改正告示7条1項）。

$$\text{連結貸借対照表計上額} \times \frac{\text{算出基準日から当該償還期限までの期間の日数}}{\text{当該償還期限までの期間が5年になった日から当該償還期限までの期間の日数}}$$

- これは、後述のように、「Tier2 資本調達手段」は、（償還期限が定められている場合は）償還期限は5年以上であることが必要なため（（2）の④参照）、償還期限までの期間が5年以内になったものについては、Tier2 資本に係る基礎項目に算入できる額を制限するものである。

⁸ 剰余金の配当の予定額（改正告示5条1項1号）。

⁹ 内部格付手法採用行においては改正告示151条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。

¹⁰ 当該額が改正告示2条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、改正告示152条2号に掲げる額）に1.25%を乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。

¹¹ 当該額が改正告示152条1号に掲げる額に0.6%を乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。

- なお、後述（８（１）（ii））のように、一定の条件を満たす公的資金で、現行告示の自己資本の補完的項目に該当するものは、2018年3月31日まで、Tier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則4条2項）。

（２）「Tier2資本調達手段」の定義

- （１）の「Tier2資本調達手段」とは、以下の要件の全てを満たす資本調達手段（普通株式¹²又は「その他Tier1資本調達手段」に該当するものを除く）である（改正告示7条4項）。

- ①. 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
- ②. 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く）に対して劣後的内容を有するものであること。
- ③. 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
- ④. 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が5年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等¹³を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
- ⑤. 償還等を行う場合には発行後5年を経過した日以後¹⁴に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
 - イ. 償還等又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。
 - ロ. 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。
 - ハ. その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - (1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための資本調達¹⁵が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。
 - (2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

¹² 改正告示5条3項に規定する普通株式。

¹³ 償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還。

¹⁴ 発行の目的に照らして発行後5年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後5年を経過する日前。

¹⁵ 当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。

- ⑥. 発行者が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。
- ⑦. 剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
- ⑧. 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
- ⑨. 特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金¹⁶を利用するために発行される資本調達手段が①～⑧及び⑩に掲げる要件の全て又は「その他Tier1 資本調達手段」の要件（改正告示6条4項各号）に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。
- ⑩. 元本の削減等¹⁷又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること¹⁸。

- 以上の要件から、「Tier2 資本調達手段」は、普通株式・「その他 Tier1 資本調達手段」以外で、一般債務（劣後債務以外の債務）に劣後し（②）、償還期限が定められている場合は償還期限までの期間が5年以上であり（④）（償還の際には金融庁の確認が必要（⑤））、剰余金の配当額・利息の支払額が発行者の信用状態を基礎として算定されるものでない（⑦）資本調達手段である。
- さらに、銀行が実質的な破綻状態に至った場合には元本の削減又は普通株式への転換がなされる、という特約（ゴーン・コンサーン・ベース（破綻時を想定したベース）のコンティンジェント・キャピタル条項）が定められていることが必要となる（⑩）。
- 図表1の「Tier2」の欄にあるように、（現行告示で自己資本の補完的項目に算入される）償還期限までの期間が5年未満の劣後債・劣後ローンは算入が認められない（④）。
- 後述（8（1）（i））のように、現行告示で自己資本の補完的項目に該当するものの一部（負債性資本調達手段・期限付劣後債務・期限付優先株）は、2022年3月30日まで経過措置

¹⁶ 資本調達手段の発行によって得られる資金。

¹⁷ 元本の削減又は普通株式への転換（改正告示6条4項11号）。

¹⁸ ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

が設けられ、上記の要件を満たさず「Tier2 資本調達手段」に該当しない場合でも、一定の条件を満たせば「Tier2 資本に係る基礎項目の額」に算入することができる（算入額は段階的に減少）（改正告示附則 3 条 2 項）。

（3）「特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額」

- （1）でTier2 資本に係る基礎項目に含まれる「特別目的会社等の発行する『Tier2 資本調達手段』の額」は、特別目的会社等¹⁹の資本調達手段のうち、以下の要件の全てを満たすもの²⁰の額とされる。（改正告示 7 条 3 項）。

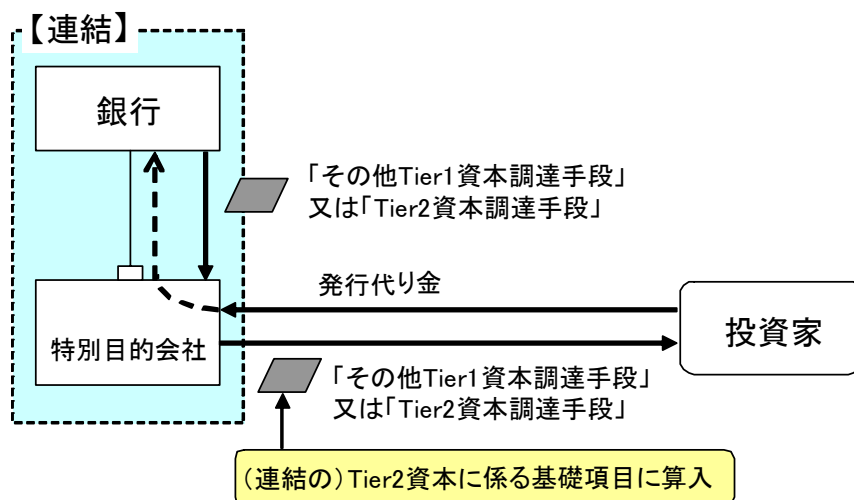
- ①. 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段が、「その他 Tier1 資本調達手段」又は「Tier2 資本調達手段」に該当するものであること。
- ②. 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を、（当該特別目的会社等の親法人等である）銀行が即時かつ無制限に利用可能であること。
- ③. ②の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段²¹が、「その他Tier1 資本調達手段」又は「Tier2 資本調達手段」に該当するものであること。
- ④. （当該特別目的会社等の親法人等である）銀行が、その総株主等の議決権の全てを保有すること。

¹⁹ 専ら銀行の資本調達を行うことを目的として設立された連結子法人等（改正告示 6 条 3 項）。

²⁰ 特別目的会社等の発行する「その他 Tier1 資本調達手段」（改正告示 6 条 3 項各号）の要件の全てを満たすものを除く。

²¹ 基本的に、銀行が特別目的会社等に対して発行するものと考えられる。

図表5 特別目的会社を利用した「Tier2 資本調達手段」発行スキームの例



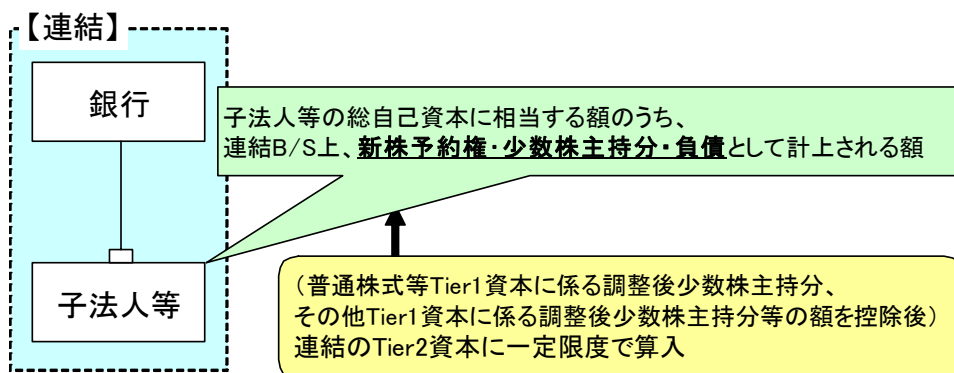
(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(4) 「Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額」

(i) ポイント

- Tier2 資本に係る基礎項目に算入される「Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額」は、連結子法人等²²（特別目的会社等を除く）の総自己資本に係る基礎項目の額（に相当する額）のうち、連結貸借対照表（純資産の部又は負債の部）に新株予約権、少数株主持分又は負債として計上される部分の額の一定額である（正確な定義については（ii）参照）。

図表6 「Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額」の扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

²² 銀行の子法人等（銀行法施行令4条の2第2項に規定する子法人等（改正告示1条37号の2イ(2)））であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの（改正告示1条58号）。

- 普通株式等 Tier1 資本（連結）に係る基礎項目に算入される「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額」（改正告示 5 条 1 項 4 号）は、連結貸借対照表に少数株主持分（又は新株予約権）として計上される部分とされ（負債として計上される部分は含まない）、さらに、連結子法人等が銀行等である場合に限定されており、Tier2 資本の場合と扱いが異なっている（改正告示 8 条 1 項 1 号）（一方、「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額」の扱いとは同様）。
- 現行告示では、銀行の連結子法人等の少数株主持分は、基本的に²³自己資本の基本的項目に算入される（現行告示 5 条 1 項）。一方、改正告示では、自己資本に算入される少数株主持分を限定しているため、子会社の少数株主持分等の一部は自己資本に算入されなくなる。ただし、後述（8（1）（iv））のように、算入されなくなる部分は、（改正告示の適用が開始される）2013 年 3 月 31 日から一切自己資本に算入されなくなるわけではなく、2018 年 3 月 30 日までは経過措置が設けられ、一定の条件を満たす額は Tier2 資本に係る基礎項目に算入される（額は段階的に減少）（改正告示附則 6 条 1 項）。

（ii）計算方法

- （1）で Tier2 資本に係る基礎項目に含まれる「⑤Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額」は、以下の額である（改正告示 8 条 1 項 3 号）（15 ページの計算例参照）。

「（算式 A）で求められる額以下の額」（ただし、「連結子法人等の少数株主持分等相当自己資本に係る基礎項目の額（※4）」（「少数株主持分」に相当）が上限）から、「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※1）」と「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※2）」の合計額を控除した額

（算式 A）（イ・ロのいずれか少ない額）×「総自己資本に係る第三者持分割合（※3）」

イ．（連結子法人等の自己資本比率の分母²⁴）×10.5%²⁵

ロ．（銀行の（連結）自己資本比率の分母のうち、連結子法人等に関連するもの）×10.5%

- 「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※1）」については、大和総研レ

²³ 当該連結子法人等が株主資本に計上している、現行告示 6 条 1 項 4 号（負債性資本調達手段）及び 6 号（期限付優先株）に掲げるものの額に相当する額は除かれる。

²⁴ 当該連結子法人等が銀行以外の場合にあつては、これに相当する額とする。

²⁵ 総自己資本の最低所要水準（8%）と資本保全バッファ（2.5%）の合計額に相当。なお、資本保全バッファはバーゼルⅢ規則文書では 2016 年から導入される予定とされており、（2013 年から導入される部分を対象としている）今回の告示には盛り込まれていない。バーゼルⅢ規則文書において資本保全バッファに対応する部分も算入する旨規定されており、告示の規定はこれに沿ったものである。

ポート「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]を、「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額（※2）」については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示② Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]を参照されたい。

- 「総自己資本に係る第三者持分割合（※3）」は、以下の数値である（改正告示8条1項3号）。

連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（※4）
連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額

- 「連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額（※4）」は、「連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（※5）」のうち、（当該連結子法人等の親法人等である銀行の）連結貸借対照表の純資産の部又は負債の部に、新株予約権若しくは少数株主持分又は負債として計上される部分の額²⁶である（改正告示8条1項3号）。
- 「連結子法人等の単体総自己資本に係る基礎項目の額（※5）」は、連結子法人等の単体Tier1資本に係る基礎項目の額と、連結子法人等のTier2資本（単体）に係る基礎項目の額²⁷の合計額である²⁸（改正告示8条1項3号）。

（iii）特別目的会社等の発行する資本調達手段の算入

- 上記「Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額」を算出する場合において、連結子法人等に（当該連結子法人等の子法人等である）特別目的会社等があるときは、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段²⁹の額を、（連結子法人等の）Tier2資本に係る基礎項目の額に算入して「Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額」を算出することができる（改正告示8条3項）。

①. 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段が、「その他 Tier1 資本調達手段」又は「Tier2 資本調達手段」に該当するものであること。

²⁶ 0を下回る場合は0とする。

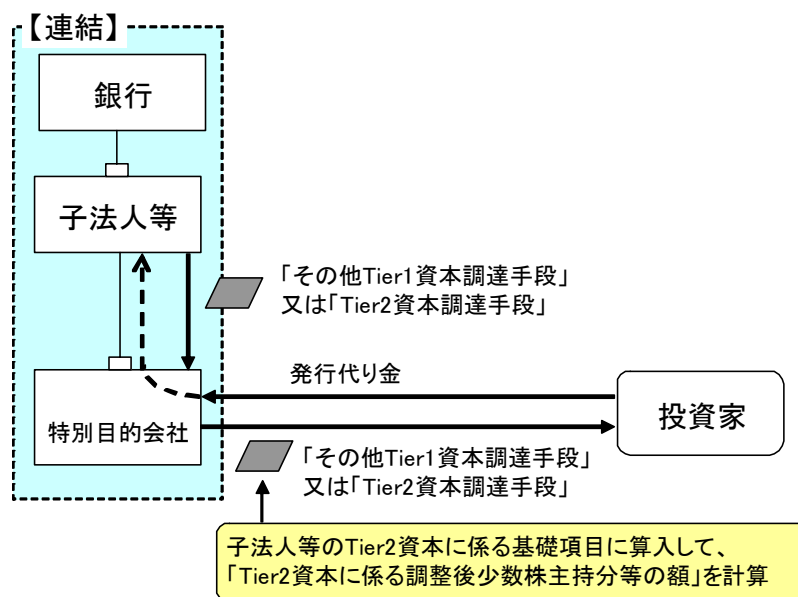
²⁷ 特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額は除く。

²⁸ 当該連結子法人等が銀行以外の場合にあっては、これに相当する額とする。

²⁹ 「その他Tier1資本に係る基礎項目」に算入できる、特別目的会社等の発行する資本調達手段の要件（改正告示8条2項）の全てを満たすものを除く。

- ②. 当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を、当該連結子法人等が即時かつ無制限に利用可能であること。
- ③. ②の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が、「その他 Tier1 資本調達手段」又は「Tier2 資本調達手段」に該当するものであること。
- ④. 当該連結子法人等が、当該特別目的会社等の総株主等の議決権の全てを保有すること。

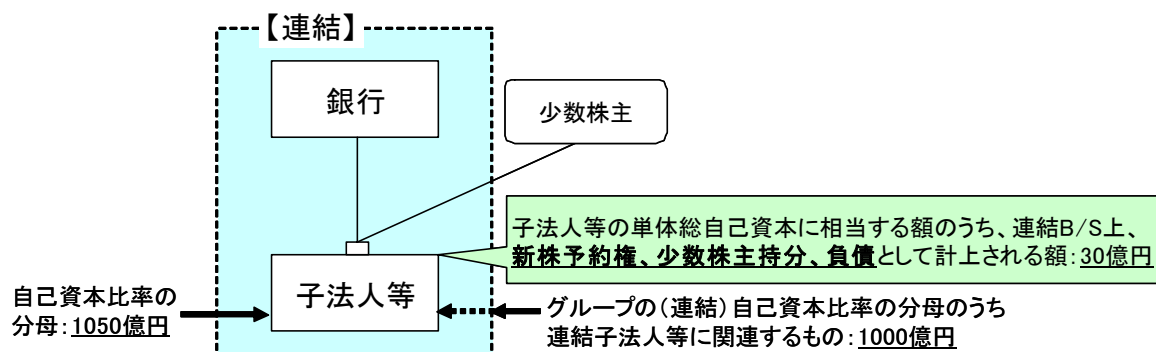
図表 7 特別目的会社（連結子法人等の子法人等）を利用した資本調達手段発行スキームの例



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

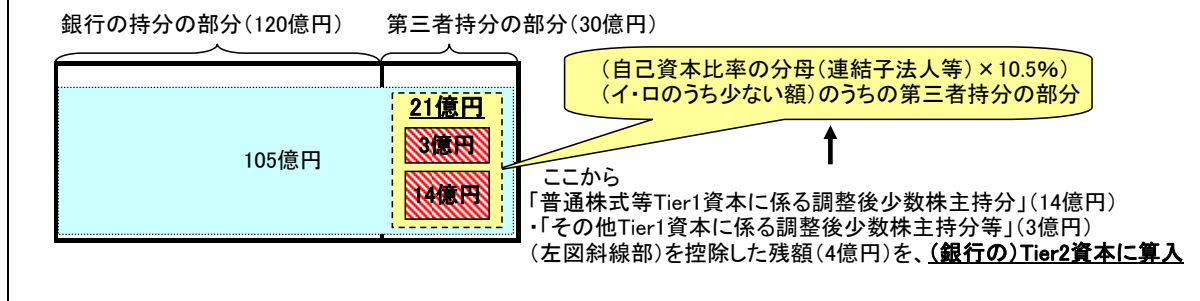
(参考) 「Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額」の計算例

- ・ 子会社（連結子法人等）の単体総自己資本：150 億円
- ・ 子会社の「少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額」：30 億円
- ・ 「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分」：14 億円
- ・ 「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等」：3 億円
- ・ 子会社の自己資本比率の分母：1050 億円
- ・ グループの（連結）自己資本比率の分母のうち、子会社に関連する額：1000 億円



- まず、「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※1）」と「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※2）」の合計額を控除する前の額の上限額が「連結子法人等の少数株主持分等相当自己資本に係る基礎項目の額（※4）」（「少数株主持分」に相当）であり、具体的には 30 億円である。
- つぎに、前記の（算式 A）のうち、イの額は $1050 \text{ 億円} \times 10.5\% = 110.25 \text{ 億円}$ 、ロの額は $1000 \text{ 億円} \times 10.5\% = 105 \text{ 億円}$ なので、「イ・ロのいずれか少ない額」は 105 億円となる。そして、「総自己資本に係る第三者持分割合」は $30 \text{ 億円} / 150 \text{ 億円} = 20\%$ であるため、（算式 A）で求められる額は、 $105 \text{ 億円} \times 20\% = 21 \text{ 億円}$ 。この額は、「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※1）」と「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額（※2）」の合計額を控除する前の額の上限額の 30 億円を超えないため、この 21 億円が「（算式 A）で求められる額以下の額」となる。
- この額から、「普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分」（14 億円）と「その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等」（3 億円）を控除すると 4 億円となり、この額が「Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額」となる。

- 銀行の Tier2 資本に算入される部分（「Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額」）を図示すると、以下のようになる。



5. Tier2 資本に係る調整項目（マイナス項目）

(1) Tier2 資本に係る調整項目の種類

- Tier2 資本に係る調整項目の額は、以下の額の合計額とされる（改正告示7条2項）。

- ①. 「自己保有 Tier2 資本調達手段の額」
- ②. 「意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額」
- ③. 「少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額」
- ④. 「その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額」

- ②③④のように、相手方金融機関の Tier2 資本相当額は、自行の（普通株式等 Tier1 資本やその他 Tier1 資本からではなく）Tier2 資本から控除することとされている（「コレスポンディング・アプローチ（対応控除アプローチ）」）。

- 上記の項目が Tier2 資本に係る調整項目（マイナス項目）とされるが、後述（8（2）（i））のように、2018年3月30日までは経過措置が設けられており、（改正告示の適用が開始される）2013年3月31日から全額調整項目に算入しなければならないわけではなく、段階的に調整項目に算入することができる（2018年3月31日から全額算入）（改正告示附則7条1項）。

(2) 「自己保有 Tier2 資本調達手段の額」

- 「自己保有 Tier2 資本調達手段の額」は、「自己保有資本調達手段のうち Tier2 資本調達手段に該当するものの額」とされる（改正告示 8 条 4 項 3 号）。この「自己保有資本調達手段」は、以下のように規定されている（改正告示 8 条 4 項 1 号）。

◇ 銀行又は連結子法人等が当該銀行又は連結子法人等の資本調達手段（自己株式³⁰に該当するものを除く）を保有している場合（※）における当該資本調達手段

- 上記（※）の場合は、「連結範囲外の法人等³¹に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」とされており、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれる（改正告示 8 条 4 項 1 号）。
- なお、銀行又は連結子法人等が「自己保有資本調達手段」に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる（改正告示 8 条 5 項）。

(3) 「意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額」

(i) ポイント

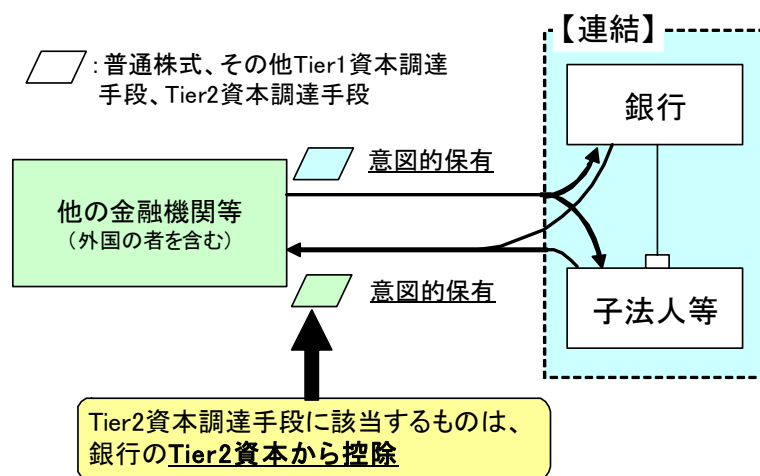
- 現行告示でも、「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」は自己資本（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目）から控除されている（現行告示 8 条 1 項 1 号）。改正告示でも、「意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額」が Tier2 資本の調整項目（マイナス項目）とされているが、対象となる場合が見直されており（改正告示 8 条 6 項 3 号）、主なポイントは以下のようなになる。

- ①. 相手も意図的保有を行っている場合に限定。
- ②. 「相手」に含まれる範囲を、銀行以外（保険会社等）や外国の者も含むように拡大。
- ③. 銀行及び相手の資本調達手段の保有形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。

³⁰ 連結財務諸表規則 2 条 19 号に規定する自己株式。

³¹ 法人等（銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定する法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む）））であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない者。

図表8 「意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段」の扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ii) 対象となる場合

- 「意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額」は、「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」のうち、Tier2資本調達手段に該当するものの額とされている(改正告示8条6項3号)。この「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」は以下のように規定されている(改正告示8条6項1号)。

- ①. 銀行又は連結子法人等が、「他の金融機関等(※1)」との間で相互に自己資本比率を向上させるため、
- ②. 意図的に当該他の金融機関等の「対象資本調達手段(※2)」を保有していると認められ、かつ、
- ③. 当該他の金融機関等が、意図的に当該銀行又は連結子法人等の普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(※3)における、当該他の金融機関等の対象資本調達手段

- 「他の金融機関等(※1)」は、銀行以外(保険会社等)や外国の者も含む³²(改正告示8

³² 条文上は、「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」と規定されている。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者(証券会社を含む)、及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が「他の金融機関等」に該当する。

条6項1号)。

- 「対象資本調達手段(※2)」は、普通株式³³、その他Tier1 資本調達手段又はTier2 資本調達手段である(改正告示8条6項1号)。
- (※3)の場合は、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれる³⁴(改正告示8条6項1号)。

(4) 「少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額」

(i) ポイント

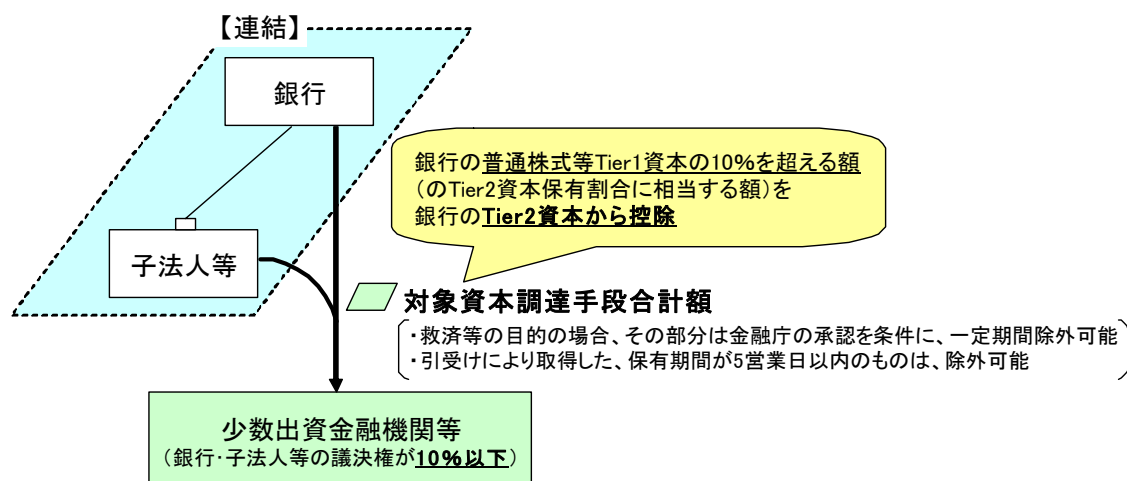
- 前述の通り、改正告示では、「意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額」がTier2 資本に係る調整項目(マイナス項目)とされている。改正告示では、さらに、意図的な保有に限らず、他の金融機関等のTier2 資本調達手段を(議決権割合が10%超か否かによって異なる方法で)銀行のTier2 資本から控除することとしている。「少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額」は、そのうち議決権割合が10%以下の場合の場合に相当し(議決権割合が10%超の場合は後述(5)参照)、その扱いのポイントは以下のようになる。

- ①. 議決権が10%以下の金融機関等(銀行以外や外国の者を含む)のTier2 資本に相当する額について、銀行の普通株式等Tier1 資本の10%を超える部分を、銀行のTier2 資本から控除。
- ②. 資本調達手段の保有形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。
- ③. 引受けにより取得した、保有期間が5営業日以内のものは除外可能。
- ④. 救済等の目的の場合は、金融庁の承認を条件に一定期間除外可能。

³³ みなし普通株式(普通株式、その他Tier1 資本調達手段又はTier2 資本調達手段のいずれにも該当しない資本調達手段)を含む。

³⁴ 条文上は、「銀行若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」と規定されている。具体的な範囲については、大和総研レポート「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」(鈴木利光/金本悠希)[2012年8月27日]を参照されたい。

図表9 「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段」の扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

- 例えば、銀行の普通株式等Tier1資本が1000億円であり、少数出資金融機関等の対象資本調達手段合計額が300億円で、そのうちTier2資本が90億円である場合を考える。この場合、300億円のうち、1000億円の10%である100億円を超える部分である200億円の、Tier2資本保有割合（30%＝90億円/300億円）に相当する60億円が、銀行のTier2資本から控除される（正確な計算方法は下記参照）。

(ii) 計算方法

- 「少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額」は、以下の額である（改正告示8条7項3号）。

$$\left(\left[\begin{array}{l} \text{「少数出資に係る対象資本調達手段合計額（※1）」} \\ - \text{「少数出資に係る10%基準額（※2）」} \end{array} \right]^{\text{注}} \right) \times \left(\text{「少数出資に係るTier2資本保有割合（※3）」} \right)$$

(注) 0を下回る場合は0とする。

- 「少数出資に係る対象資本調達手段合計額（※1）」は、「少数出資金融機関等（※4）の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（※5）における当該対象資本調達手段の額の合計額」である（改正告示8条7項1号）。
- 「少数出資に係る10%基準額（※2）」は、以下の額とされており、普通株式等Tier1資本

の基礎項目（プラス項目）から調整項目（マイナス項目）（の一部）³⁵を控除した額の10%である（改正告示8条7項1号）。

$$\left(\text{普通株式等Tier1資本の基礎項目} - \text{普通株式等Tier1資本の調整項目の一部} \right) \times 10\% \\ \text{(改正告示5条2項1号~3号)}$$

- 「少数出資に係る Tier2 資本保有割合（※3）」は、以下の数値である（改正告示8条7項3号）。

$$\frac{\text{少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち、Tier2資本調達手段に該当するものの額}}{\text{少数出資に係る対象資本調達手段合計額（※1）}}$$

- 「少数出資金融機関等（※4）」は、「銀行及び連結子法人等³⁶がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等」である（改正告示8条7項1号）。「他の金融機関等」は、銀行以外（保険会社等）や外国の者も含む（18 ページ参照）。

（iii）留意点

- 銀行又は連結子法人等が少数出資金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる（改正告示8条11項）。
- また、以下に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、下記①については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとされている（改正告示8条12項）。

①. その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うこ

³⁵ 改正告示5条2項1号~3号に掲げられている項目であり、一定の無形固定資産、一部差異に係る繰延税金資産、繰延ヘッジ損益、前払年金費用、自己保有普通株式、意図的に保有している他の金融機関等の普通株式、などが該当する。

³⁶ 銀行の子法人等（銀行法施行令4条の2第2項に規定する子法人等（改正告示1条37号の2イ（2）））であって、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれるもの（改正告示1条58号）。

とを目的として保有することとなった資本調達手段

- ②. 引受け³⁷により取得し、かつ、保有期間が5営業日以内の資本調達手段

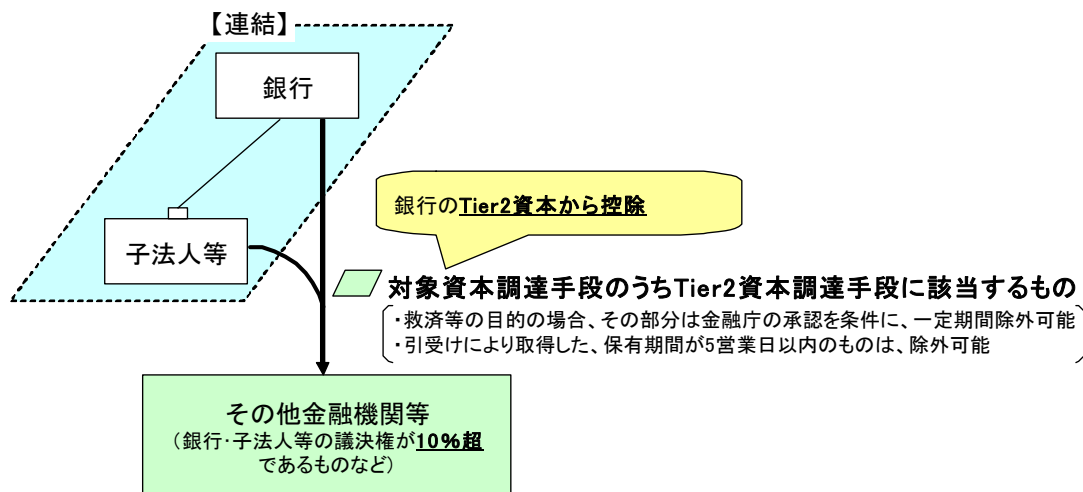
(5) 「その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額

(i) ポイント

- 本項により、「その他金融機関等」（10%超の議決権を保有しているものなど）に係る対象資本調達手段のうち Tier2 資本調達手段に該当するものが、Tier2 資本に係る調整項目（マイナス項目）とされ、その扱いのポイントは以下のようになる（②③④は（4）と同様）。

- ①. 議決権が10%超の金融機関等（銀行以外や外国の者を含む）の Tier2 資本調達手段の額を、銀行の Tier2 資本から全額控除。
- ②. 資本調達手段の保有形態は、直接的保有に限らず、投信・ファンド等を通じた間接的保有も含む。
- ③. 引受けにより取得した、保有期間が5営業日以内のものは除外可能。
- ④. 救済等の目的の場合は、金融庁の承認を条件に一定期間除外可能。

図表10 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち Tier2 資本調達手段に該当するものの扱い



(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

(ii) 対象となる場合

³⁷ 金融商品取引法2条8項6号に規定する有価証券の引受け。

- 「その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額」は、「その他金融機関等に係る対象資本調達手段（※1）」のうち、「Tier2 資本調達手段」に該当するものの額である（改正告示 8 条 8 項 2 号）。
- この「その他金融機関等に係る対象資本調達手段（※1）」は、「その他金融機関等（※2）」の対象資本調達手段を銀行又は連結子法人等が保有している場合（※3）における当該対象資本調達手段である。この「保有している場合（※3）」は、（4）と同様、投信・ファンド等を通じた間接的保有など、直接的な保有以外の幅広い形態での保有が含まれる（19 ページ参照）。
- 上記「その他金融機関等（※2）」は、以下①～⑥のいずれかに該当する者又はこれに準ずる外国の者とされている（改正告示 8 条 8 項 1 号）。

- ①. 当該銀行・連結子法人等が、総株主等の議決権の10%超の議決権を保有している「他の金融機関等」³⁸
- ②. 連結財務諸表規則 5 条 1 項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社³⁹（①を除く）
- ③. 当該銀行が、「金融業務を営む会社」⁴⁰を子法人等⁴¹としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則 5 条 1 項各号又は 2 項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（①及び②を除く）
- ④. 「金融業務を営む関連法人等」⁴²（①を除く）
- ⑤. 「他の金融機関等」であって、当該銀行を子法人等とする親法人等⁴³である者（①を除く）
- ⑥. 「他の金融機関等」であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く）又は関連法人等⁴⁴である者（①～⑤を除く）

（iii）留意点

- また、（4）（iii）と同じ規定（改正告示 8 条 11 項、12 項）が適用され、ショート・ポジションは相殺でき、救済等の目的の場合や引受けにより取得したもの（保有期間が 5 営業日以内）は、算出対象から除外できる（21-22 ページ参照）。

³⁸ 銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（改正告示 8 条 6 項 1 号）。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が「他の金融機関等」に該当する。

³⁹ 銀行法 16 条の 2 第 1 項 1 号～11 号まで又は 13 号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社。

⁴⁰ 銀行法 16 条の 2 第 1 項 1 号～11 号まで又は 13 号に掲げる会社（同項 11 号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むものを除く）。

⁴¹ 銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（改正告示 1 条 37 号の 2 イ（2））。

⁴² 当該銀行が「金融業務を営む会社」（注 40 参照）を関連法人等としている場合における当該関連法人等。

⁴³ 銀行法施行令 4 条の 2 第 2 項に規定する親法人等（改正告示 6 条 3 項 2 号）。

⁴⁴ 銀行法施行令 4 条の 2 第 3 項に規定する関連法人等（改正告示 1 条 53 号ハ）。

6. 総自己資本比率の分母

(1) 自己資本比率の分母の一部見直し

- 前述(3.)のように、総自己資本比率を含め、国際統一基準の自己資本比率(普通株式等Tier1比率、Tier1比率、総自己資本比率)(連結)の分母は、以下の額である(改正告示2条1号)。

$$\text{信用リスク・アセットの額の合計額} + \left(\text{マーケット・リスク相当額の合計額} + \text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額} \right) \times 12.5$$

- 自己資本比率の分母は、基本的に従来 of 計算方法を維持しているが、改正告示では、「信用リスク・アセットの額の合計額」の計算方法について以下の見直しが行われている。

- ①. 「CVAリスク相当額」を加算
- ②. 「重要な出資のエクスポージャー」等の信用リスク・アセットの額の引き上げ
- ③. 現行告示で自己資本控除とされる項目(の一部)の扱いを、「リスク・ウェイト1250%」に変更

- このうち、①については、大和総研レポート「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」(金本悠希)[2012年5月24日]を参照されたい。

(2) 「重要な出資のエクスポージャー」等の信用リスク・アセットの額の引き上げ

(i) 「重要な出資のエクスポージャー」の信用リスク・アセットの額の引き上げ

(A) 標準的手法採用行の場合

- 現行告示において、標準的手法採用行の場合、銀行法施行令4条4項3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは100%とされている(現行告示76条)。
- 改正告示においては、標準的手法採用行の場合、(事業会社に対する)「重要な出資のエクスポージャー」のリスク・ウェイトが別途定められている。具体的には、「10%超の議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等⁴⁵⁾」を除く)に係る出資⁴⁶⁾」が総自己資本(改正告示2条3号)の額(調整項目控除後のTier1資本とTier2

⁴⁵⁾ 改正告示8条8項1号に規定する「その他金融機関等」(5(5)(ii)参照)。

⁴⁶⁾ 銀行法施行令4条4項3号に規定する出資(貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資(外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む)として計上されるもの(銀行法施行規則14条3項))。

資本の合計)⁴⁷の15%を上回る場合、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは1250%とされる(改正告示76条の2第1項)。

- また、上記の法人等が複数あり、「10%超の議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く)に係る出資」のうち、1250%のリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が、総自己資本の額(調整項目控除後のTier1資本とTier2資本の合計)⁴⁸の60%を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、1250%とされる(改正告示76条の2第2項)。

(B) 内部格付手法採用行の場合

- 改正告示は、内部格付手法採用行の場合、改正告示178条の2(「重要な出資のエクスポージャー」)に規定する資本調達手段に係るエクスポージャー(の額を1.06倍した額)を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算すると規定している(改正告示152条1号)。
- 改正告示178条の2第1項は、「10%超の議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く)に係る出資⁴⁹」が総自己資本の額⁵⁰の15%を上回る場合、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額(EAD)×1250%」と規定している(改正告示178条の2第1項)。
- また、改正告示178条の2第2項は、上記の法人等が複数あり、「10%超の議決権を保有している法人等(営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」を除く)に係る出資」のうち、1250%のリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が、総自己資本の額⁵¹の60%を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額(EAD)×1250%」と規定している(改正告示178条の2第2項)。

(ii) 「特定項目のうち調整項目に算入されない部分」の信用リスク・アセットの額の引き上げ

(A) 標準的手法採用行の場合

- 標準的手法採用行の場合、「特定項目」(10%超の議決権を有している金融機関等に対する普通株式出資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異に基づく繰延税金資産)のうち、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、250%とされる(改正告示76条の3)。

⁴⁷ 当該規定(改正告示76条の2及び178条の2)の適用がないものとして算出した額とする。

⁴⁸ 当該規定(改正告示76条の2及び178条の2)の適用がないものとして算出した額とする。

⁴⁹ 銀行法施行令4条4項3号に規定する出資(貸借対照表の有価証券勘定に株式又は出資(外国法人の発行する証券又は証書に表示される権利で株式又は出資の性質を有するものを含む)として計上されるもの(銀行法施行規則14条3項))。

⁵⁰ 当該規定(改正告示76条の2及び178条の2)の規定の適用がないものとして算出した額とする。

⁵¹ 当該規定(改正告示76条の2及び178条の2)の適用がないものとして算出した額とする。

(B) 内部格付手法採用行の場合

- 内部格付手法採用行の場合、上記の「特定項目」のうち、普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、「当該エクスポージャーの額 (EAD) × 250%」とされる (改正告示 178 条の 3)。

(3) 現行告示で自己資本控除とされる項目の扱いの変更

- 現行告示で自己資本控除とされる以下の項目は、リスク・ウェイトを 1250%とする信用リスク・アセットとして自己資本比率の分母に算入されるように、扱いが変更されている。

- ①. PD/LGD方式 (現行告示 166 条 9 項)⁵²の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額 (改正告示 166 条 12 項)
- ②. 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー⁵³ (改正告示 247 条 1 項 1 号、249 条 1 項・2 項、254 条 5 項、256 条 1 項・4 項、257 条 3 項、266 条 2 項)⁵⁴
- ③. 信用補完機能を持つI/Oストリップス⁵⁵ (改正告示 247 条 1 項 2 号)
- ④. 非同時決済取引の未決済取引 (反対取引の約定決済日の 5 営業日以後) (改正告示 79 条の 5 第 2 項 2 号、177 条の 2 第 2 項 2 号)

7. 施行時期

- 本改正告示は、2013 年 3 月 31 日から適用される (改正告示附則 1 条)。

⁵² 内部格付手法において、株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式 (現行告示 166 条 9 項)。

⁵³ 証券化取引に伴い増加した自己資本を除く (改正告示 5 条 2 項 1 号ホ)。

⁵⁴ マーケット・リスク算出の際に自己資本控除とされる証券化エクスポージャーは、リスク・ウェイトを 100%として自己資本比率の分母に算入するように、扱いが変更されている (改正告示 302 条の 2 第 1 号・2 号、302 条の 3 第 1 号・2 号、302 条の 4 第 1 項・3 項)。

⁵⁵ 資産譲渡型証券化取引において証券化目的導管体に譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるように仕組みられたもの (現行告示 1 条 66 号)。

8. 経過措置

(1) プラス項目（「基礎項目」）関連

(i) 「適格旧 Tier2 資本調達手段」

- 「適格旧 Tier2 資本調達手段」（後述）は、2022年3月30日まで経過措置が設けられ、以下の期間について、2013年3月31日時点の「適格旧 Tier2 資本調達手段」の額に、それぞれ右欄の割合を乗じて得た額を超えない部分の額を、Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則3条2項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	90%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	80%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	70%
2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	60%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	50%
2018年3月31日～2019年3月30日まで（2018年3月期を含む）	40%
2019年3月31日～2020年3月30日まで（2019年3月期を含む）	30%
2020年3月31日～2021年3月30日まで（2020年3月期を含む）	20%
2021年3月31日～2022年3月30日まで（2021年3月期を含む）	10%

- ただし、上記「適格旧 Tier2 資本調達手段」の額は、償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が5年以内になったものについては、以下の額とする（改正告示附則3条2項）。

$$\text{連結貸借対照表計上額} \times \frac{\text{算出基準日から当該償還期限までの期間の日数}}{\text{当該償還期限までの期間が5年になった日から当該償還期限までの期間の日数}}$$

- 上記の「適格旧 Tier2 資本調達手段」は、以下のものが該当する（改正告示附則3条2項）。

- ①. 現行告示において補完的項目に含まれる一定の負債性資本調達手段・期限付劣後債務・期限付優先株（現行告示6条1項4号～6号）であって、改正告示の「Tier2 資本調達手段」（改正告示7条4項）に該当しない資本調達手段で、以下の条件をともに満たすもの
—2010年9月11日以前に発行されたものである

—ステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されたものであって、2013年3月31日以前に当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたものを除く

②. 以下の条件をともに満たすもの

—2010年9月12日から2013年3月30日までの間に発行されたものである

—「Tier2資本調達手段」の要件のうち、ローン・コンサーン・ベースのコンティンジェント・キャピタル条項要件（4（2）の⑩の要件）以外の全ての要件を満たす

- ただし、「適格旧 Tier2 資本調達手段」にステップ・アップ金利等を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約によりステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該「適格旧 Tier2 資本調達手段」の額は、Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入してはならない（改正告示附則 3 条 3 項）。

(ii) 「公的機関による資本の増強に関する措置」を通じて発行された資本調達手段

- 「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて 2013 年 3 月 31 日前に発行された資本調達手段で、旧銀行告示の補完的項目に該当するものの額」については、2018 年 3 月 31 日までは、新銀行告示の Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則 4 条 2 項）。

- ただし、上記の「公的機関による資本の増強に関する措置を通じて 2013 年 3 月 31 日前に発行された資本調達手段で、旧銀行告示の補完的項目に該当するものの額」は、償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が 5 年以内になったものについては、以下の額とする（改正告示附則 4 条 2 項）。

$$\text{連結貸借対照表計上額} \times \frac{\text{算出基準日から当該償還期限までの期間の日数}}{\text{当該償還期限までの期間が5年になった日から当該償還期限までの期間の日数}}$$

(iii) 「その他の包括利益累計額」

- その他の包括利益累計額（改正告示 5 条 1 項 2 号）に該当するものの額については、2018 年 3 月 30 日まで経過措置が設けられ、以下の期間について、それぞれ右欄の割合だけ普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入する（改正告示附則 5 条 1 項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	0%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	20%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	40%

2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	60%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	80%

- その他の包括利益累計額（改正告示5条1項2号）のうち、上記経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入された額に対応する部分以外の部分のうち、現行告示の補完的項目に該当する部分の額については、改正告示のTier2資本に係る基礎項目の額に算入する（改正告示附則5条2項）。

（iv）「少数株主持分等」

- 「連結子法人等の少数株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額」（4（4）参照）のうち、（銀行の）「普通株式等Tier1資本に係る調整後少数株主持分の額」、「その他Tier1資本に係る調整後少数株主持分等の額」、「Tier2資本に係る調整後少数株主持分等の額」に算入されなかった額に対応する部分の額については、2018年3月30日まで経過措置が設けられている。
- 具体的には、以下の期間について、算入されなかった額に対応する部分の額に右欄の割合を乗じて得た額のうち、連結子法人等のTier2資本調達手段に対応する部分の額については、新銀行告示2条3号の算式における（銀行の）Tier2資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則6条1項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	100%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	80%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	60%
2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	40%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	20%

（2）調整項目（マイナス項目）関連

（i）調整項目の段階的算入

- Tier2資本に係る調整項目の額（5.参照）は、2018年3月30日まで経過措置が設けられ、以下の期間について、それぞれ右欄の割合だけ、Tier2資本に係る調整項目の額に算入することができる（改正告示附則7条1項）。

2013年3月31日～2014年3月30日まで（2013年3月期を含む）	0%
2014年3月31日～2015年3月30日まで（2014年3月期を含む）	20%
2015年3月31日～2016年3月30日まで（2015年3月期を含む）	40%
2016年3月31日～2017年3月30日まで（2016年3月期を含む）	60%
2017年3月31日～2018年3月30日まで（2017年3月期を含む）	80%

- また、上記規定を含む（普通株等Tier1資本・その他Tier1資本・Tier2資本の）調整項目の段階的算入により、普通株式等Tier1資本の調整項目、その他Tier1資本の調整項目、Tier2資本の調整項目に算入されなかった額についても経過措置が設けられている。具体的には、上記の調整項目の段階的算入によって、普通株式等Tier1資本の調整項目・その他Tier1資本の調整項目・Tier2資本の調整項目に算入された額に対応する部分以外の部分の額については、その額のうち、旧銀行告示の補完的項目又は控除項目に該当する額については、改正告示のTier2資本に係る調整項目の額に算入する（改正告示附則7条2項）。

(以上)